

香川県条例第41号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第19条 略	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第19条 略
<u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第20条 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、 <u>同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u>	
(非常勤職員の給与) 第21条 略	(非常勤職員の給与) 第20条 略
第22条 略	第21条 略

（香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第24条 略	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第24条 略
<u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第25条 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、 <u>同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u>	
(非常勤職員の給与)	(非常勤職員の給与)

第26条 略

第27条 略

第25条 略

第26条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。